

八幡市川本店文書

62 辰 11 月、辰 12 月包み (明治元年)

● 132 帳場 2 階追加、吉田甚松関係資料

文書解読

● 平成 27 年 7 月

市原の古文書研究会

調査年月日 平成 27年 月 日
担当

(1)

番号	年号月日	件名	作成者/印住所	あて先	形態	備考
62-1	12-13	書状 取引先出訴についての連絡	常陸屋にて 甚太郎	上総八幡 吉田屋甚松 御親父	中紙 上包み	解説
-2-1	無記 8-19	書状	佐久間町にて 甚太郎	御親父	中紙	解説
2-2	無記	2-1 追伸			切紙	解説
3	8-23	書状 清酒、濁酒、醤油鑑札など連絡	吉田甚太郎	御親父	中紙	解説
4	12-27	口演書	かつサ八幡郷 市川大和	甲州屋 新兵衛代 喜助	継紙 上包み	解説
5	8-15	書状	甚太郎	御親父	継紙 上包み	解説
6	8-26	前文御免	甚太郎	吉田屋甚松 御親父	中紙	解説
7	無記	酒造掛出役 御勘定曾根日口ほか4名	無記	無記	切紙	解説
8	6-15	覚え 受取り 2両1分余	万屋勘五郎 上総村田万屋 〈勘	名主 吉田屋甚松	継紙	
9	辰 6-14	書状	田中屋長兵衛	やわた 〈三御居様	継紙	

(2)

番号	年号月日	件名	作成者/印住所	あて先	形態	備考
62-10	8-21	覚え 上下物1駄	欠落 上総今津伊勢屋	〈三御店口	継紙	
11	無記	書状	田中屋長兵衛	吉田甚松	継紙	
12	無記	覚え 受取り 150両元利小麦4俵ノ119両余	無記	無記	継紙	
13	辰 11-20	覚え 受取り 酒代金25両余	古沢星之井 上総古沢今関	八幡村 吉田屋甚松	継紙	
14	11-27	おぼえ 受取り 板割代1両1分	松?板や八兵衛	八幡村 吉田屋甚松	継紙	
15	無記	向寒甚だしきごさ候	無記	無記	継紙	
16	8-14	覚え 見積りか 八幡様手水石彫物手間1両1分	石屋佐平治	町内御社役 衆中	継紙	
17	6-19	覚え 差上げ □□50貫目	しけ七	吉田や	継紙	
18	9-22	覚え 上酒1斗この者へ	天野郡平	よしだや店 中	継紙	
包紙 2点		辰十一月包み 辰十二月包み				
		一部は個別に編成しました				

ほかに半端紙片若干点

調査年月日 平成 27 年 4 月 9 日
担当 山岸

(1)

番号	年号月日	件名	作成者/印住所	あて先	形態	備考
132 -1	9-5	覚え 受取 醤油金 7 両余内金 6 両余	中野屋啓助 亀島町河岸通 一中	吉田屋甚松	継紙	解説
2	未 9-12	覚え 受取 金 7 両	錫屋喜兵衛 小網町 1 丁目 〈正	吉田屋甚松	継紙	
3	3-13	覚え 受取 72 匁 = 金 1 両余	中村屋栄蔵 判読不能	矢伝御居松様	継紙	
4	3-20	覚え 受取 131 匁	銀口屋七右衛門 大伝馬町三丁目	矢野清吉	継紙	
5	7 月	覚え 見積り 木品総繪大戸 105 匁	建具屋弥七 印鑑なし	上	継紙	解説
6	8-3	覚え 受取 1 分余横物	金文 榎町東側 ○金	上	継紙	
7	7 月	覚え 見積り 同大戸 1 両 3 分余	建具屋弥七 なし	上	継紙	解説
8	午 8-3	覚え	長半 なし	上総八幡 吉田屋甚松	継紙	
9	2-5	覚え 受取 醤油 1 樽	日高や正蔵 壺岸橋埋立地	吉田屋甚松	継紙	
10	9-5	覚え 受取 8 両余醤油 100 本、312 文はしけ	中野屋啓助 亀島町河岸通 一中	吉田屋甚松	継紙	

帳場 2 階残り文書

(2) 江戸後期吉田甚松関係文書

番号	年号月日	件名	作成者/印住所	あて先	形態	備考
132 -11	巳 11-27	覚え 受取 竹代金 3 両、内金 1 両 2 分余	古市場楠や なし	吉田屋甚松	継紙	
12	8-3	覚え 受取 三枚刷 5 寸金 1 分余	嘉勢屋金兵衛 南新川 1 丁目 ○+	吉田屋甚松	継紙	
13-1	1・晦日	覚え 受取 金 1 朱 200 文	□□ 壺岸島東湊町	吉田屋甚松	継紙	
13-2	申 1-29	覚え 預かり書 金 1 両頂戴、25 両預かり	松太郎	御親父	継紙	解説
13-3	申 1-29	覚え 受取 醤油金 4 両 150 文はしけ	中野屋啓助 亀島町河岸通 一中	吉田屋甚	切紙	
13-4	1-29	覚え 受取 酢金 1 両余	森田? 南新堀 1 丁目 ?	吉田甚松	切紙	
14-1	卯 7-13	口上 標題未定	川岸橋本仁兵衛 上総五井橋仁	吉田甚松	切紙	解説
14-2	なし	なし 反別メモ、字八幡下、新開場	なし	なし	切紙	
15	酉 8-29	覚え 受取 行平鍋、油さし、菜切り包丁 1 貫 600 文余	福島八兵衛 上総八幡	湯屋	切紙	解説
16	申 4-6	覚え 送り状 酒 27 駄	矢伝売場 新川 一丸	八幡村 吉田屋甚松	切紙	
17	8-11	覚え 受取り 白峰 5 丁 2 朱余	三河屋彦八 大伝馬町二丁目	吉田屋甚松	切紙	

ほかに小紙片メモ、半端紙片若干点

上総八幡
吉田屋甚松様
御書

120x

明治元年(1868) 市川本店文書62-1
甚太郎から親父様(吉田屋甚松)あて書状

(上包み)
上総八幡 常陸屋にて
吉田屋甚松様貴下 甚太郎
(上包み裏面)
十二月十三日

前文御高免下され候、しからば
今十二日常陸屋へ参り候ところ、
すすとりにて取り込みゆえ、十三日書面
相認め、十四日御裁判所へまかり出べき積
りにござ候、ついで曾我野村佐右衛門分
につき、大福帳入用ござ候、御面倒様ながら
取り急ぎ御遣わし下されべきよう、才領にて右、佐右衛門
取り引き、丑、寅二か年と存じ候えども、もし子年も
ござ候かいか御覧の上取り引きのだけ、二札(冊)なりとも
三冊なしとも御遣わし下されべきよう御願い上げ候。以上
十二月十三日 甚太郎拜
御親父様

尚なお、浜野村、常田屋、田中屋両家とも入金これなく、
両三日の内入金有るべく約束にござ候、外は
曾我野村みどりやにて十両受け取り申し候、
尚なお、子、丑、寅三か年大福帳ならびに卯年
穀場大福帳共御遣わし下されべく候、なりたけ急ぎ舟へ
御遣わし下さるべく候

御書

秋葉担当
御親父様 佐久間町にて
甚太郎より
取急ぎ前文御高免下され候、しからば
書き上げの一条未だ御呼出しごさなく、一同
困り居り候えどもよんどころこれ無く、もつとも外に御取り調べ相
成り候分
は、惣代の人残し置きそれぞれ帰村に相成る人も
ござ候えども御取り調べこれなき分は皆逗留致し居り候、
もつとも鑑札金、御冥加等の儀、有増(あままし)相分かり申し候、
一 清酒百石につき 鑑札金二十両
御冥加金五両
一 濁酒百石につき 鑑札金二十五両
御冥加金三両
一 醤油造百石につき 鑑札金八両、ただし五十石以下は十両割り
御冥加金三両
右の通りあらまし承り申し候えども、もつとも手前分は
有りてい五百七十五石と書き上げ申し候、外に色々
承り候ところ、少しも欠(駆け)引きいたし候人もござ候様子に
ござ候えども、金は重便申し上げべく候。
八月十九日

明治元年(1868) 市川本店文書62-2
甚太郎から親父様あて書状

(裏書)あて先
御親父様 佐久間町にて
甚太郎より

秋葉担当
御親父様 佐久間町にて
甚太郎より
取急ぎ前文御高免下され候、しからば
書き上げの一条未だ御呼出しごさなく、一同
困り居り候えどもよんどころこれ無く、もつとも外に御取り調べ相
成り候分
は、惣代の人残し置きそれぞれ帰村に相成る人も
ござ候えども御取り調べこれなき分は皆逗留致し居り候、
もつとも鑑札金、御冥加等の儀、有増(あままし)相分かり申し候、
一 清酒百石につき 鑑札金二十両
御冥加金五両
一 濁酒百石につき 鑑札金二十五両
御冥加金三両
一 醤油造百石につき 鑑札金八両、ただし五十石以下は十両割り
御冥加金三両
右の通りあらまし承り申し候えども、もつとも手前分は
有りてい五百七十五石と書き上げ申し候、外に色々
承り候ところ、少しも欠(駆け)引きいたし候人もござ候様子に
ござ候えども、金は重便申し上げべく候。
八月十九日

尚なお、酒の儀は未だ入船ござなく候、今日
 は地廻りにてもよろしき物は百三十五兩くらいにござ候、
 地酒積口物ござ候えは御買い下されたくよろしきやに
 存じ奉り候、ただいまの処にては急場間に合候えは、江戸へ
 御積み成られ候とも、随分利錢に相成り申すべく候。

62-2-2 (断事追伸)

尚なお風聞には柴山様御退役に相成り候等と申す人
 もこれ有り候えども、明晩川上新左衛門着いたし候につき
 承り候えども、一切御沙汰もこれ無きよう申され候、
 一 今日川上新左衛門案内にて、一同水野様御役所へ
 御機嫌伺いに参り候えども私共は同座仕らず候、いずれ差し支えご
 ざ候えは後便にて差し上げべく候。

吉田基太郎から親父様あて書状(清酒鑑札ほか)

明治元年(1868) 川市川本店文書62-3
 吉田基太郎から親父様あて書状(清酒鑑札ほか)

明治元年(1868) 川市川本店文書62-3
 吉田基太郎から親父様あて書状(清酒鑑札ほか)

とかく不正の御天氣にてまことに困り入り奉り候、しからはこの程
 は「御世話しく麗迷惑御儀
 と察し奉り候、かつ今井様永々御在府成し下され
 色々御世話下され候あいだよろしく御礼仰せ上げられ下されたく
 願ひ上げ奉り候、なおまた今般の一条とんと手間取り、連
 延日に相成り申し候、あわせもはや格別のこともござなしと
 存じ奉り候、もつとも昨二十二日總代の者一同御呼び出しに相成り
 御鑑札金値下げ仰せ渡され候おもむき左に申し上げ候。
 一 清酒鑑札 金十兩 一 濁り酒鑑札 金十二兩
 一 醬油造同 金七兩
 右は当年柄水損または戦場人足等の儀に付き、難渋
 の折柄御賢察の上値下げ仰せ渡され候、まずは
 右あらまし申し上げ候条は今井様より申し上げ候。以上
 八月二十三日 吉田基太郎
 御親父様

尚なお、酒相場は未だ入船これなくますます上気配にござ候
 地廻り上物百六十五兩くらいにござ候、味醂も本岸用
 百十兩くらい、□□百兩くらいにござ候

吉田基太郎

明治元年(1868) 市川本店文書62-4
市川大和(大造) あて書状(基松様願い一条)

(上包み)

かつさ

八幡郷

市川大和様

貴下

甲州屋

新兵衛代

喜助丹

口演書

失啓ながら一筆申し上げ候、余寒強くござ候えども、いよいよ御壯
榮

陳賀奉り候、しからは今般甚松様願い一条の儀につき

御出府下され大慶至極ありがたく存じ奉り候、これより願認め

御領主様へ差し上げ、その筋へ御差出しの儀願い上げ奉り

候ところ、御取り上げ成し下され、とくと御評議のうえ沙汰致すべ
く候あいだ、宿に

差し控え候よう仰せ渡され候えども、月迫の折柄につき、日々御差
出し

の儀御伺い候ところ、いずれ沙汰に及ぶべき旨仰せ渡され、実に
心痛の余り今二十七日五時半時まかり出で、なおまた御伺い申し上
げ奉り候ところ、

後刻委細分かるべく候あいだ、それまで宿に差し控え候よう、これ
また仰せ渡され

候ところ、同日昼九つ時ころ御呼び出しこれ有り、鳥付き向郷役所
へ

市川大和様
御出府下され大慶至極ありがたく存じ奉り候、これより願認め
御領主様へ差し上げ、その筋へ御差出しの儀願い上げ奉り
候ところ、御取り上げ成し下され、とくと御評議のうえ沙汰致すべ
く候あいだ、宿に
差し控え候よう仰せ渡され候えども、月迫の折柄につき、日々御差
出し
の儀御伺い候ところ、いずれ沙汰に及ぶべき旨仰せ渡され、実に
心痛の余り今二十七日五時半時まかり出で、なおまた御伺い申し上
げ奉り候ところ、
後刻委細分かるべく候あいだ、それまで宿に差し控え候よう、これ
また仰せ渡され

市川大和様
御出府下され大慶至極ありがたく存じ奉り候、これより願認め
御領主様へ差し上げ、その筋へ御差出しの儀願い上げ奉り
候ところ、御取り上げ成し下され、とくと御評議のうえ沙汰致すべ
く候あいだ、宿に
差し控え候よう仰せ渡され候えども、月迫の折柄につき、日々御差
出し
の儀御伺い候ところ、いずれ沙汰に及ぶべき旨仰せ渡され、実に
心痛の余り今二十七日五時半時まかり出で、なおまた御伺い申し上
げ奉り候ところ、
後刻委細分かるべく候あいだ、それまで宿に差し控え候よう、これ
また仰せ渡され

候ところ、同日昼九つ時ころ御呼び出しこれ有り、鳥付き向郷役所
へ
まかり出で候ところ伊藤祐之助様より仰せ渡され候は当年の内
御差出し相成り候ようと公用方にてそれぞれ御心馳せその筋
問い合わせられ候ところ、当年は見合わせ候て来春御役所始め候わ
ば
御差出し成られ候よう、その筋より仰せ聞かれもこれ有り、かつ
御新領の儀につき御領分村々の様子も深く
相心得ざる候趣にて一つはそのへんの場合もこれ有り
候様子かたがたにて帰村仰せ付けられ候儀にもこれ有り候や、宿に
ても
始めての儀につき、相成りべきは当年の御差し出しに致したく、そ
れぞれ
手配仕り候えども、前文御方にて御氣の毒と存じ奉り候あいだ、
右見込み、その御地御役場へ御申し立て御出府しかるべきと
これまた存じ奉り候あいだ、右御取り計らいこの上とも御出府のほ
ど
願い上げ奉り候、なおその筋は及ばずながらも御心添えもうしあげ
べく候、
まことにもつてこのたびの儀は宿下げ代働きこれなきようにて御氣
の毒に、右にこりずなおこの上とも願い上げ奉り候、真の口上書
まで、ことに取り急ぎ乱筆御用捨下されべく候。以上

十二月二十七日

市川大和様

甲州屋

新兵衛

先有花見...
 三ヶ月前...
 去上...
 御機嫌...
 珍重の御儀に存じ奉り候、しからば
 去る十二日永福泊り、十三日神田
 佐久間町二丁目松野□
 □□様宿に至急十五日
 願書差し出し候ところ、□□一度
 の事にごさ候あいだ、何分にも
 御番所御取り込みにて取り調べ
 行き届き申さず、しばらくの内
 宿に控え居り申すべく趣、御沙汰に
 ごさ候あいだ一兩日の内には
 何か□様分かり申すべきと存じ奉り候、
 もつとも株金の儀格別多分

明治元年(1868) 市川本店文書6215
 甚太郎から親父様あて書状

佐野担当

一濁酒の儀は十石より
 三十石までと申すことにごさ候あいだ
 十石八」
 申し候、まずは右用事まで
 余は後便に申し上げべく候。
 早々、以上
 尚なお、酒相場の儀は
 存外引き上げに相成り候由
 上中□□一切品なし
 地廻りもまことに種々なく相場
 いずれも百兩以上
 の様子にごさ候
 「も五十五以上ごさ候。
 八月十五日
 御親父様
 甚太郎 拝

のことはござなくと存じ奉り候。
 一濁酒の儀は十石より
 三十石までと申すことにごさ候あいだ
 十石八」
 申し候、まずは右用事まで
 余は後便に申し上げべく候。
 早々、以上
 尚なお、酒相場の儀は
 存外引き上げに相成り候由
 上中□□一切品なし
 地廻りもまことに種々なく相場
 いずれも百兩以上
 の様子にごさ候
 「も五十五以上ごさ候。
 八月十五日
 御親父様
 甚太郎 拝

Handwritten signature or name at the top right.

明治元年(1868) 市川本店文書62-16
甚太郎から親父様あて書状

赤城担当

Handwritten text in cursive style, likely the main body of the letter.

(裏書IIあて先)

吉田屋甚松様 甚太郎

前文御免下され候、しからは酒相場の儀
□□一艘入り舟に相成り、後五艘ばかり浦賀
□□着船に相成り候由にて、買い人大きに弱
氣に相なり申し候あいだ、その思し召しにて御欠(駆け)引き下さ
れべく候、
もつとも格別の安値もなくござ候やに存じ候えども
とかく買い人逃げ足にござ候、なおまたこのたび
用向きの儀も存外手間取り、いずれ帰村願ひにても仕るべきや、存
じ候えども組違ひの儀、相立ち申したく
それこれにて帰村に相成り申さず、あわせて村方支配受け候えは
惣代のもの相頼み候えは帰村も相成り申すべきやも
存じ奉り候、それについては頼み書差し出し申さずようにては相成
り申さずあいだ
見合ひおり申す、まずは用事まで、余は後使いに
申すべく候、早々。以上
八月二十六日
御親父様
甚太郎拜

酒造掛御出役

曾根 口

北村解助

今田金九郎

中川源市

百瀬章蔵

明治元年(1868) 市川本店文書62-17
菊間藩酒造掛御出役氏名

酒造掛御出役

御勘定 曾根 口

御普請役 北村解助

御取締 今田金九郎

中川源市

百瀬章蔵

口上

江戸後期か亥年〱市川本店文書132-14-1
吉田屋甚太郎あて書状(江戸買物につきに願口上)

高澤担当

口上

御用多の御中申し上げ候もはなはだ
お気の毒には候えども、これまで江戸買物
頼み付けの勘兵衛と申す者、借金多く
候に付き、この夏中これまでの船をいずれへか
売り、自分舟を隠し当時の所にては
行き方知れず、諸方百三十七、八両も
借金ござ候よう申す者これ有り、山三郎も
十両余もござ候よう申す者これ有り、宿も
二両二分ばかりござ候、ただいま早速買物
頼む者これなくこまり候、御定様のいこん、三名
船頭辰五郎殿存じ候、六郎兵衛殿存じ候えども
御前様から御頼み下され候よう、御願ひ上げ奉り候。
願え左に申し上げ奉り候。

一山下御門通り南なべ町にて

◎甚五郎殿にてふじの粉取り渡し

この節品切れゆえ、盆後に出舟ござ候わば
御頼み下され候よう願ひ上げ奉り候、参り者にひよう
ちん(費用賃)百文御遣わし下されべく候。

日本橋はくや町にて
一貫目、二百目のはかり一丁
ばかりござ候わば御頼みくだされ候よう願ひ上げ奉り候。
右代金ひようちん共一両一分差し上げ
置き候、不足ござ候えは、不足金差し上げたくり計らい候、右
申し上げ候。
ひようちん百文にてあまり少々候わは、よろしき
ように御達し下されべく候、右御頼み申し上げたき余は
拝顔の時御礼申し上げたく、かくのごとくござ候。以上
亥七月十三日

(状末〱あて先)

七月十三日

八幡 川岸
吉田屋甚太郎様 橋本仁兵衛
貴下御頼み申し上げ候

(印〱上総五井川岸、橋仁)



吉田屋甚太郎様
御用多の御中



口上

年号無記（江戸後期申年） 市川本店文書132-13-2
松太郎から御親父様あて預かり状

吉川担当

覚え

一金一両なり 頂戴
一金二十五両なり

これは預り

右の通りたしかに預り置き
申し候。以上

申

正月二十九日

松太郎

御親父様

御親父様
申す所
御返事
申す所
御返事
申す所
御返事

覚

一木品 惣檜 大戸

高さ 内訳七尺二寸一分

幅 出来五尺二寸五分

立樋 見付二寸五分

下棧 鉄車掛

上 二尺五寸 升組四寸四方

組子 見付一寸七分

平大戸 一枚

代百五匁

右の通り

右の通り

七月

建具屋

弥七

年号無記（江戸後期） 市川本店文書132-15
建具屋見積もり

上田担当

覚え

一木品 惣檜 大戸

高さ 内訳七尺二寸一分

幅 出来五尺二寸五分

立樋 見付二寸五分

下棧 鉄車掛

上 二尺五寸 升組四寸四方

組子 見付一寸七分

平大戸 一枚

代百五匁

右の通り

上

建具屋
弥七

上
 七月
 右通
 代金一兩三分二朱
 仕用日付金網別
 上野屋
 建具屋
 弥七

九月三日
 覚え
 一金八兩三分と
 六匁四分八厘
 百本
 一三百十二文
 右はしけ
 金八兩〇二朱と
 百九十三文
 九月五日
 中野屋
 啓助(印)「中
 龜島町河岸通、中野屋」

年号無記(江戸後期) 市川本店文書132-7
 建具屋見積もり

上田担当

一同大戸 腰高さ三尺
 上四尺 組子升組
 仕用(様) 同行(断) 金網別
 一枚

代金一兩三分二朱

七月 右の通り

上
 建具屋
 弥七

年号無記(江戸後期) 市川本店文書132-10
 中野屋受け取り

九月三日 覚え
 一金八兩三分と 八上撰
 六匁四分八厘 百本
 一三百十二文 右はしけ
 金八兩〇二朱と
 百九十三文
 九月五日 中野屋
 啓助(印)「中 龜島町河岸通、中野屋」

右の通りたしかに請け取り申し候。以上

是

一 振り下 三枚配五寸
心後ま

一 振り下 角下屋
三反

一 振り下
三枚配五寸

一 振り下
心後ま

一 振り下
心後ま

一 振り下
心後ま

一 振り下
心後ま

年号無記（江戸後期） 市川本店文書 132-12
受け取り

赤城担当

覚え

一十五反 三枚配五寸
地鉄 一口

一四反八分 角下屋
一反

十九反七分

金一両二朱受け取り
引き三百十四文

右の通りたしかに受け取り申し候。

八月三日 嘉勢屋

金之助（印 南新川一丁目）

吉田甚松様

年号無記（江戸後期西年） 市川本店文書 132-15
八幡金物店受け取り

吉川担当

覚え

一八百五十文 行平鍋 一口

一五百文 油さし 一口

一百八十文 六寸盆 一口

一百二十四文 菜切り包丁 一口

一貫六百六十文

内七百文 受け取り

差し引き九百六十文

右の通りたしかに受け取り申し候。以上
西八月二十九日 福島久兵衛（印 人定、福嶋、ヒ）

湯島様

金三朱にて

つり三丁

湯島様
福島久兵衛
印 人定、福嶋、ヒ

行平鍋 一口
油さし 一口
六寸盆 一口
菜切り包丁 一口
一貫六百六十文
内七百文 受け取り
差し引き九百六十文

右の通りたしかに受け取り申し候。以上

西八月二十九日 福島久兵衛（印 人定、福嶋、ヒ）

覚
 一八幡様手水石
 彫り物手間、口持ちとも
 五人前
 代七十一匁五分
 外に三匁五分
 えのぐ代
 金として一兩一分なり
 右の通り
 石屋
 八月十四日
 佐平治
 町内
 御社役衆中様
 湖社役衆中様

年号無記（江戸後期）
 川市川本店文書132-16
 石屋見積もり

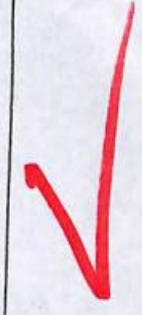
上田担当

為致也	可致下候様	御願申上候	深太郎	御用之儀	有之候ハバ	御買付被下候	早着荷物の内ニマ	南玉印	仕舞相成候ハバ	外品ニマ	貴下座文入	印	印	上総八幡より	吉田松太郎様	東京南新川	吉田直彦様
-----	-------	-------	-----	------	-------	--------	----------	-----	---------	------	-------	---	---	--------	--------	-------	-------

承り候	もし又右の家ニ	無之候ハバ	高はし	向家の内	有之候ト	午御也	詰右の品	三木也	一同	老才五分四ツ	一頼	戸物の束	式寸五分七ツ	可致下候	外ニ買物左ニ	御参可致候	候間	左様御	明日清二郎	去舟ニ相成候間	廿大	御買付被下候	御印ハ	南玉印	未夕	御合有之候ハバ	注文
-----	---------	-------	-----	------	------	-----	------	-----	----	--------	----	------	--------	------	--------	-------	----	-----	-------	---------	----	--------	-----	-----	----	---------	----

八月十九日 吉田屋甚松
代多助

留後



新立
JA 野野
おのり

甚暑りはははらゝ暑之

御意を得

乍晴義以爲御得御意候
先以甚暑之御 = 御座候御共
御一同様念御清米 = 御勤仕
候成御座 = 奉存候 然有御崎
一寸立歸りの候リニ之長府致候如
禮之御合事相違行り何分
帰宅相成奉 迄之日迄 = 相成
何共申訳然之殊 = 小子義此程
御候 = 相当り候御少之不快 =
御座候向 此致不更御賢慮
被下度 何れ向三日の内ニは帰宅
仕候内御願上御説可申上候 先は
右の被の事申訳迄如斯 = 御座候
別除の
庄君

及之御面御 = 御座候御共
此見手通り御あつらへ
被下度御願申候、かじやへ
身中好へ居り候如へ
御あつらへ被下候
夫も直被高直ニ候ハハ
何れ向り共よろ敷如へ
御頼可被下候 自云手なれぬ
かじやへ御共御用ニ
御座候 先は取急申之謹言
三月三十日 吉田屋甚松

吉田直吉様
先日書し候書附下
寛有之候向此及別殿ニ改
差遣し申候

東京聖澤院南新川 大徳八幡

吉田松太郎様 印 吉田松太郎

貴下

尚之帰宅の節、手右衛門様へ

御目ニ懸り不申候間、比事御座候下

尚迄之節、礼ニ参り可申間、宜敷御申上

可被下候也

甚悪の節ニ御座候所共、先以

御清珠珠堂ニ被下候、然ほ

通月中は永之御世親ニ相成

未存候、就之は瀬り也如也

吉田店之縁又ほ差入ニ成候哉

又先方ヨリ前通御受被成

尚又南河ニ相成候分身賦

の事付賞以置候、此後御取斗

可被下候、尚又孫七様、手右衛門様

宜敷御座候可被下候、且

引越の儀も又り又取急

御取斗可被成候、家ノ義也

貴人御座候哉、如何承り申度

先は应用申送也斯ニ御座候

早之以上

尚之下侍の御付 相敬ニ

相成候哉、是又承り申度

存候也

40/2/10/109

角の張り

高の志

又曰もの / 上 銀何と

申行者内はんなとニ致候品

起及三付起河五十銭値より

式丹前後値の如、見斗式及

御買付可被下候也

七月十八日 甚大印

直吉殿

お工起との

方
有
く
ま
ま
ま

作候